

平成31年度の入札・契約制度の改善について

◇ 制限付一般競争入札の資格審査方式の変更について

建設工事に係る制限付一般競争入札について、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化のため、資格審査方式を変更する。

1 概 要

(1) 現 行：事前審査型制限付一般競争入札方式

入札前に、市が全ての入札参加申請者について入札参加資格を審査し、参加資格のある者のみが入札する方式

(2) 改正後：事後審査型制限付一般競争入札方式

入札後に、落札候補者となった者のみ入札参加資格の審査を行う方式

※ 次の場合を除く

① 同日に複数入札を取扱方式で行う場合

② 事業の性質上、予め契約日を確定しておく必要がある場合

2 実施時期

平成31年4月1日（同日以降に公告するものから実施）

以 上